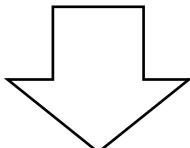


## 岐阜県における構造計算適合性判定の申請先について

岐阜県では建築物の規模・構造等により構造計算適合性判定の申請先が異なっておりましたが、令和8年4月1日以降に申請する場合は、全ての建築物について、知事が委任する指定構造計算適合性合判定機関に申請することになります。

### ■令和8年3月31日まで

判定を行う者 (申請先)	判定対象とする建築物
岐阜県知事	延べ面積が3,000m <sup>2</sup> 以下の建築物のうち、 指定構造計算適合性判定機関に委任する範囲以外の建築物
岐阜県知事が委任する 指定構造計算適合性合判定機関	延べ面積が3,000m <sup>2</sup> を超える建築物のほか、 構造計算の内容が高度な建築物として 指定構造計算適合性判定機関に委任する範囲の建築物



### ■令和8年4月1日以降

判定を行う者 (申請先)	判定対象とする建築物
岐阜県知事が委任する 指定構造計算適合性合判定機関	<u>全ての建築物</u>